

『語文論叢』投稿規定

一、投稿資格

本学会会員で会費完納の者とし、内容は未発表のものに限る。

二、原稿の採否

原稿の採否は、本学会事務局編集委員または編集委員会から委嘱された審査員が厳正に行う。ただし、採択の場合でも、原稿の一部改稿をお願いすることがある。

三、執筆要領

- (1) 原稿は、原則として、図表を含め四〇〇字詰原稿用紙換算で三五枚程度とする。
- (2) 書式は、縦書き・横書きのいずれでも可。その他の表記法にも、特に制限はないが、図版や作字を必要とする難解な漢字などは、必要最小限度にとどめること。
- (3) 図は、明瞭なものを用意し、表は、なるべく版下原稿を用意すること。また、図表の挿入位置を原稿に明示すること。
- (4) 形式・内容とも完備した完全原稿であること。
- (5) 論文には、四〇〇～八〇〇字程度の「要旨」を必ず別添すること。
- (6) 印字原稿（PDF）および文書データ（機種名・ワープロソフト名、氏名・文書名等を明記）とテキストファイルとを適当な媒体で提出すること。なお、メール添付の場合は、事務局にメールアドレスを問い合わせること。

四、投稿

- (1) 投稿希望者は、九月末日必着で、千葉大学文学部日本文化学会事務局宛に、文書で投稿の旨を連絡すること。その際、①題目（仮題）、②原稿の予定枚数（四百字詰原稿用紙換算）、③執筆者の氏名（よみかた）・住所・電話番号・メールアドレス・所属・職名を明記すること。
- (2) 掲載された場合は、千葉大学リポジトリに掲載されること（リポジトリに非排他的な公共送信権を譲渡すること）を承認したものとして扱う。
- (3) 原稿の提出は、十二月末日必着で、千葉大学文学部日本文化学会事務局宛に送ること。
- (4) 投稿原稿・データメディアは返却しない。

五、校正

- (1) 著者校正は、原則として初校のみとする。
- (2) 原稿に無い字句の加筆・修正は遠慮すること。
- (3) 校正稿の返却期日を厳守すること。

六、その他

論文掲載の場合は、掲載誌一部を配付するが、その他に一〇部を実費で買い取って頂く（抜刷はない）。

千葉県千葉市稲毛区弥生町一―三三

千葉大学文学部日本文化学会

郵便振替口座

〇〇―一五〇―一―六五八二五九

千葉大学文学部日本文化学会